

建物を取り壊したときや新築・増築されたとき、 未登記の建物を名義変更したときには届け出が必要になります！

建物を 取り壊したとき



建物を取り壊したときは、翌年度からの税額に影響しますので、「固定資産（家屋）解体届」に必要事項を記載し、届出者の押印をしたうえ役場税務課へ提出してください。

登記している建物については、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。
なお、滅失登記の手続きをされた場合は、「固定資産（家屋）解体届」の提出は必要ありません。

建物を 新築・増築したとき



新築・増築された建物については、翌年度から課税の対象となります。

税務課の職員が、家屋の評価に伺いますので、新築・増築された方は役場税務課へご連絡ください。

未登記の建物を 名義変更したとき



未登記の建物を売買・相続・贈与などにより所有者が変更になったときは、「固定資産異動届」を税務課へ提出してください。届け出には、新旧所有者の押印が必要になります。（相続の場合は、新所有者の押印のみ）

「固定資産異動届」の届け出がない場合、次年度も引き続き同じ所有者に課税されますので、お手数でも提出をお願いします。

「固定資産（家屋）解体届」及び「固定資産異動届」の用紙は、役場税務課窓口に設置しているほか町公式ホームページに掲載しています。
ご不明な点がございましたら、役場税務課までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 役場税務課（Tel：7-5292）

鹿部町とハローワークをつなぐオンライン職業相談の開始について

鹿部町地域就労サポートセンターでは、町内在住者の雇用や労働に関する取組みを支援することを目的に、ハローワークとインターネットを通じて相談ができます。ぜひご利用ください。

主催	鹿部町地域就労サポートセンター（役場水産経済課）、ハローワーク函館
相談日	毎月第2・第4火曜日14時00分から16時00分まで ※予約制
会場	鹿部町役場（字鹿部252-1）
対象となる方	サポートセンターを利用しているお仕事を探されている方で、ハローワークとの職業相談を希望される方 ※ハローワークの求職登録が必要となりますので、登録がない方や不明の方はサポートセンタースタッフにその旨をお伝えください。
相談内容	就職活動の流れ、応募書類作成・添削、面接対策、自己分析、求人内容相談、その他就活に関すること
申込	相談日の前週金曜日までに鹿部町地域就労サポートセンターへご連絡ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間はひとり30分程度です。 ・予約が埋まり次第、受付を終了します。 ・サポートセンターとハローワークで情報を共有するため承諾書が必要となります。 ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては延期又は中止となる場合があります。

※お問い合わせ先 鹿部町地域就労サポートセンター（役場水産経済課内）（Tel：7-5298）